



令和4年度

## 職場の年末安全衛生推進運動に向けた

# 名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

名古屋北労働基準監督署

(表1)令和4年・令和3年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月~9月)

(件)

業種	R04年 発生件数	R03年 発生件数	業種	R04年 発生件数	R03年 発生件数
小計	141	148	土石採取業	0	0
食料品製造業	31	31	建設業	51(2)	70(1)
織維工業・ 織維製品製造業	3	1	道路旅客運送業	12(1)	22
木材木製品・ 木製家具製造業	2	2	道路貨物運送業	86	86
紙加工品製造業・ 印刷製本業	27	20	陸上貨物取扱業	17	17
化学工業	15	9	商業	133(1)	130
窯業・ 土石製品製造業	1	4	金融・廣告業	22	15
鉄鋼業・ 非鉄金属製造業	0	2	保健衛生業	263	86
金属製品、 金属家具製造業	19	39	接客娯楽業	59	54
一般機械器具製造業	12	10	清掃業	25	20
電気機械器具製造業	12	8	ビルメンテナンス業	26	35
輸送用機械器具 製造業	8	8	その他の事業	95(2)	99
その他の製造業	11	14	合計	930(6)	782(1)

( )内は死者数で内数である。

- その他240人（コロナ感染231人）
- 転倒灾害198人
- 墜落・転落100人
- はさまれ・巻き込まれ

75人

となつており、60歳以上の被災者が全体の25%を占め、特に転倒灾害で

とあります。

○ 製造業 141人

○保健衛生業 263人  
(コロナ感染212人)

況となつてゐます

に歯止めが掛からない状

148人(18.9%増)

4日以上の死傷災害は、

は、前年同期1人に対し

死亡災害につきまして

の死傷者数は、930人

備災害発生件数は、死亡者数6人、木造4日以

署管内における令和元年  
1月から9月末までの労

死亡災害は6人発生（前年同期）

休業4日以上は930人発生で  
前年同期148人(18・9%)の増加

(表2)令和4年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月~9月)

No	業種	発生月	性別	事故の型	労働災害発生状況
1	その他の事業	2月	男性	墜落・転落	図書館3階バルコニーにて排水溝の清掃作業を行っていた被災者が、当該バルコニーの手すりから隣のバルコニーの手すりに向かって飛び移ろうとしたところ、地上まで墜落したもの。
2	土木工事業	4月	男性	崩壊・倒壊	樹木を伐採した際、かかり木になってしまったため、被災者が干渉している箇所を確認しに行ったところ、樹木が倒れ、被災者に激突したもの。
3	建築工事業	5月	男性	飛来・落下	住宅新築工事において、移動式クレーンを用いて荷を搬入する作業中、荷が落下し、玉掛をした被災者に激突したものの。
4	バス業	8月	男性	交通事故	路線バスが、名古屋高速を走行中、豊山南出口付近の分離帯に衝突した後、横転し炎上したもの。
5	卸売業	9月	男性	墜落・転落	冷凍庫内でピッキング作業をしていた被災者が、仰向けていたもの。棚から墜落したものと思われる。
6	その他の事業	9月	男性	墜落・転落	屋上に設置された空調機の調整作業をしていた被災者が1階中庭で倒れていたもの。屋上から墜落したものと思われる。

は約半数を占めております。近年は、特に日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害が増加しています。背景として、高齢労働者の増加、産業構造の変化、人手不足、働き方の多様化、安全意識の欠如など様々な問題があり、これまでの取り組みだけではこれらの災害を減少させることが難しくなっています。このような状況の中、厚生労働省では、SAF(Eコンソーシアム)(※1)を設置し、増加傾向にある労働災害(特に日常で発生しうる転倒や腰痛などの災害)の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー(※2)全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業・団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や加盟者間の連携を構成し、労働災害問題の認知度向上に取り組む労働安全衛生メンバーハンズに取り組む労働安全衛生に取り組む労働安全衛生メンバーハンズの役割は、は約半数を占めております。近年は、特に日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害が増加しています。背景として、高齢労働者の増加、産業構造の変化、人手不足、働き方の多様化、安全意識の欠如など様々な問題があり、これまでの取り組みだけではこれらの災害を減少させすることが難しくなっています。

このように、労働災害の問題を自ら解決していくためには、現場や作業の実態と、関わる危険性を把握することが必要です。危険度合いに応じて対応を決め、「基本」を定めましょう。「基本」を決め、守らなければなりません。また、愛知労働局及び管下労働基準監督署では、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、令和4年12月1日から令和4年12月31日までの期間、「無災害みんなで迎える明るい新年」をスローガンに「令和4年度職場の年末安全衛生推進運動」を開催しています。

当運動の実施要綱では、事業場の皆さんに以下のことを働きかけています。  
①事業者の皆さまへ  
②労働者の皆さまへ  
③守るべき「基本」を決めています。  
④基本動作を守らなければなりませんか?  
⑤守るべき「基本」を決めていますか?  
⑥基本動作を守らなければなりませんか?

守るべき「基本」を定めるためには、現場や作業の実態と、関わる危険性を把握することが必要です。危険度合いに応じて対応を決め、「基本」を定めましょう。「基本」を決め、守らなければなりません。また、愛知労働局及び管下労働基準監督署では、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、令和4年12月1日から令和4年12月31日までの期間、「無災害みんなで迎える明るい新年」をスローガンに「令和4年度職場の年末安全衛生推進運動」を開催しています。

